

知らないってマジやばくない!?

20代+これから成人を 迎える皆さんに 聞いてほしい話

契約?



消費者
トラブル?

はじめに

契約って
なんでしょう?



なんとなくわかるけど
難しいなあ

消費者トラブルって
知ってる?



聞いたことあるけど
よくわからないなあ

このパンフレットは契約や主に若い方が遭遇しやすい消費者トラブルについて、みなさんに知ってもらい目的でつくりました。
契約や消費者トラブルについて、ぜひ家族や友達とも話してみてください。

CONTENTS

1. 契約って何だろう?

2. こんなトラブルに注意(1)

3. こんなトラブルに注意(2)

4. こんなトラブルに注意(3)

5. クーリング・オフ Q&A

1. 契約って何だろう？



ここで
問題です。

Q1: アケミさんとF 専門学校の間で『契約』が成立したのはいつでしょうか？

上の⑥～⑨ の場面から選んでください。

Answer

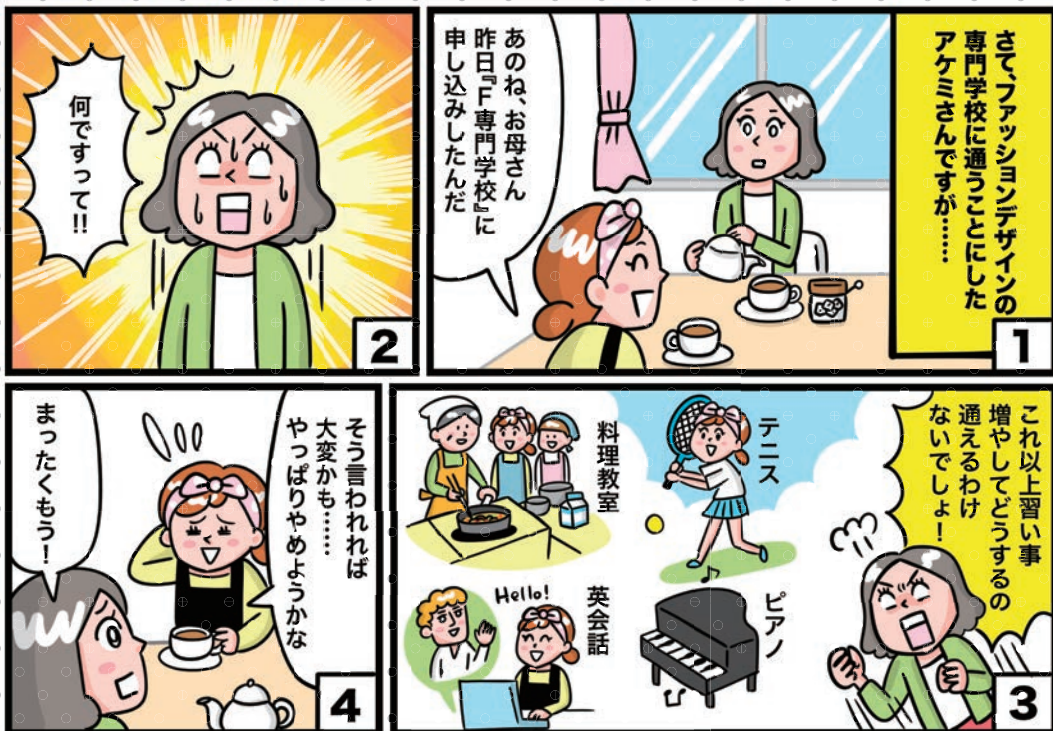
Q1 の答えは⑥です。

ちょっと意外に思った人もいるかもしれませんが、しかし『契約』は当事者双方の合意によって成立するのです。つまり『契約』は口約束だけでも成立します。

契約書に印鑑を押したりするのは、確かに契約したという証拠を残すためのもの。後で言った言わないというトラブルを防ぐためです。そして、契約が成立すると、お互いに守らなければならない『義務』と『権利』が発生します。

例えば、タロウくんがCDを買ったとします。

するとタロウくんとお店には次のような関係が生まれます。



ここでまた問題です。

Q2: アケミさんは専門学校との契約をやめるにはどうしたら良いでしょうか？
下の選択肢から選んでください。

- ①電話で申し出れば契約をやめられる
- ②契約書を送り返せば契約をやめられる
- ③実際に学校に通わなければ契約をやめられる
- ④原則として一度結んだ契約は一方的にやめることはできない

Answer

Q2 の答えは④です。

原則として、一度結んだ契約は一方的にやめることはできません。

でも、もしアケミさんが未成年であったらどうでしょう？



親の同意がないとき、未成年者による契約はやめることができます。

でも、下の①～③のような場合は、未成年者であってもやめることはできません。



そのほかに、次の場合は、条件次第で契約をやめることが法律で認められることがあります。

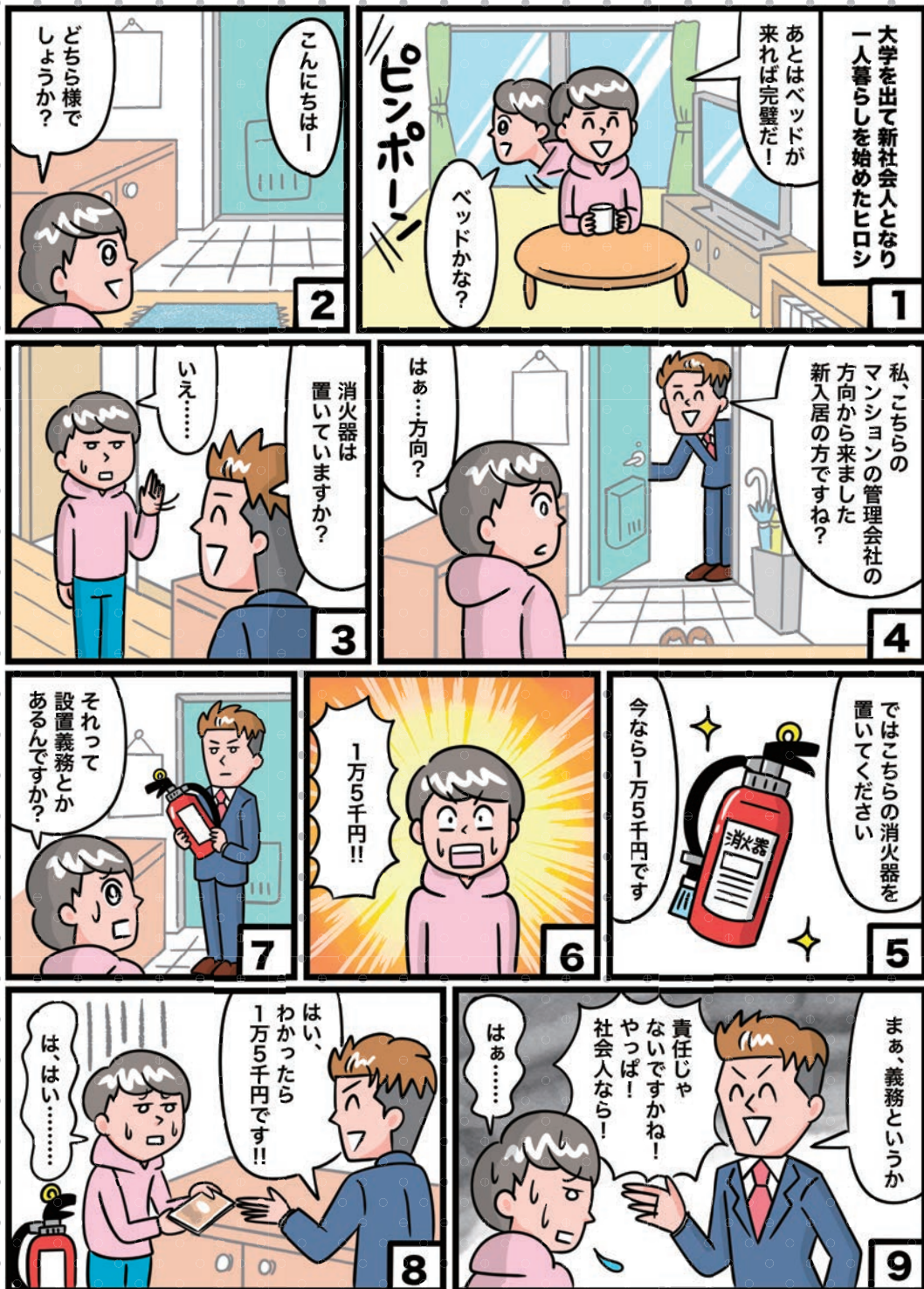
1. 間違って契約した場合（錯誤）
2. おどかされて契約した場合（強迫）
3. だまされて契約した場合（詐欺）

いずれにしても、一度結んだ契約をやめることは大変なこと。

契約はくれぐれも慎重に！

次は若者が遭遇しやすい消費者トラブルを見ていきましょう。

2. こんなトラブルに注意 (1)



point

強引な業者もあるので注意が必要なときも!
本当に必要なものなのかよく考えましょう。

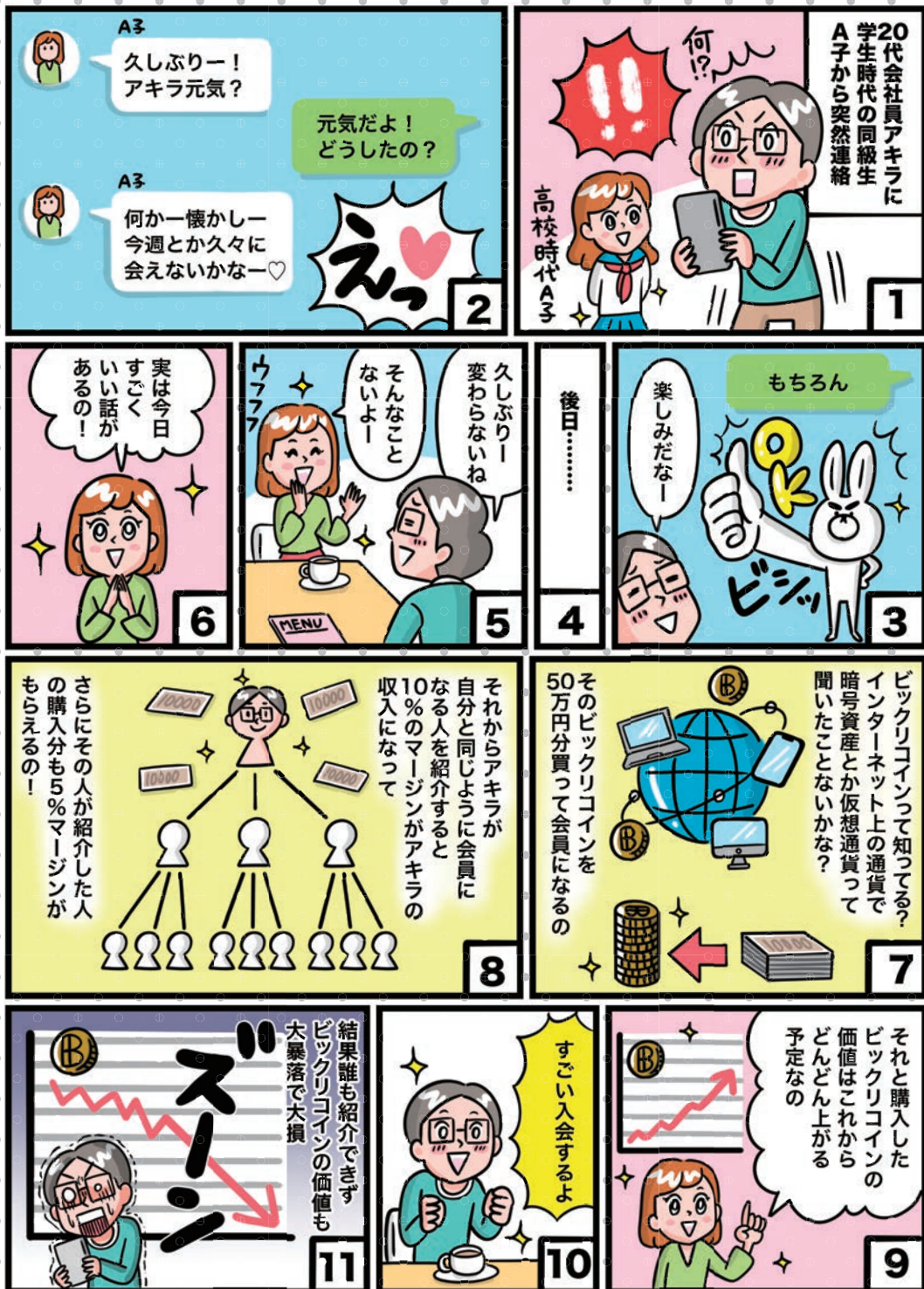
3. こんなトラブルに注意 (2)



point

営業所やお店で契約した場合でも法律上は訪問販売になる
ケースがあります。何かあったら身近な人や相談機関に相談しましょう。

4. こんなトラブルに注意 (3)



point

どうでしょう?自分はこんなトラブルにあわないと思っていませんか?
でも、あなたの友達がこうしたトラブルにあってしまうかもしれません。
万が一の時のために、ぜひ知っておいてほしいことがあります。
それが**クーリング・オフ**という制度です。

5. クーリング・オフ Q&A

Q1 クーリング・オフって
どんな制度？

A 自分の行った契約を無条件で
やめる（解除する）ことがで
きる制度です。

Q2 クーリング・オフって
どんなときにできるの？

A 訪問販売や連鎖販売取引等で
契約した場合には、『特定商取
引に関する法律』という法律
でクーリング・オフができます。
このパンフレットで紹介したト
ラブルの事例でもクーリング・
オフは可能です。
※クーリング・オフができない場
合もありますので、わからないと
きは下記のホットライン等相談
機関に聞いてみましょう。

Q3 クーリング・オフが
できる期間は何日間？

A あなたが訪問販売で契約した
場合は、契約の書面を受け取っ
た日から 8 日を経過するまで
です。連鎖販売取引の場合は
20 日です。これをクーリング・
オフ期間と言います。

Q4 クーリング・オフの
やり方は？

A 手紙かハガキなどの書面または電子メールなどの電磁
的記録で行います。その契約をやめたい旨を書いて、販
売会社に通知します。クーリング・オフ期間内に発信す
れば有効です。
ハガキで通知する場合の書き方は下の図を参考にしてく
ださい。書き終えたら、必ずコピーをとっておきましょう。
手紙やハガキは郵便局の窓口で簡易書留や特定記録郵
便で出しましょう。郵便局の窓口では控えをくれますの
で、この控えがクーリング・オフしたという証拠になり
ます。また、クレジット契約を結んでいる場合にはクレ
ジット会社にも出しましょう。
わからないときは下記のホットライン等相談機関に聞い
てください。

切手	〒	市	区	町	丁目	番	地
自分の住所	〇〇販売株式会社 御中						
自分の氏名							

契約（申込み）年月日	〇〇年〇月〇日
販売会社名	〇〇販売株式会社
担当者名	〇〇〇〇
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
右の契約を解除します。	

Q5 クーリング・オフを
するとどうなるの？

A その契約は初めからなかったこ
とになります。支払った代金は
全額返され、違約金等も請求さ
れません。商品等を受け取って
いる場合は、送料は販売会社の
負担で引き取ってもらえます。

訪問販売に関する
ご相談・お問い合わせは…

訪問販売ホットライン
(消費者相談室)

クーリング・オフの
やり方をおしえてほしい



強引な勧誘で
契約してしまった



公益社団法人日本訪問販売協会 消費者相談室 「訪問販売ホットライン」



0120-513-506

午前10時～12時／午後1時～4時30分
(年末年始・土日祭日除く)

相談受付フォーム(ホームページ参照)

訪販協

検索



- 消費生活アドバイザーの資格を持つ相談員が
ご相談・ご質問にお答えします。
- ご相談・ご質問は無料です。
- フリーダイヤルなので
通話料金もかかりません。

